

津幡町告示第17号

津幡町健康診査実施要綱（平成17年津幡町告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月10日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

第2条第1項中「、^{かくたん}喀痰細胞診検査」を削る。

第3条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第13号中「及び70歳」を「、70歳及び76歳」に改め、同号を同条第12号とする。

別表^{かくたん}喀痰細胞診検査の項を削り、同表子宮頸がん検診の項中「400円」を「500円」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。